

作業停止計画調整マニュアルの変更案に対して受領したご意見・質問等と本機関の回答

No.	対象箇所	意見・質問等	本機関の回答
1	<p>【p. 30～32】 2. (6)イ(ウ)h③ 本文 図 30～33</p>	<p>「給電指令」という言葉が多数出てきておりますが、定義や意味する内容が分かりにくい部分がございますので、定義の整理とマニュアル中の記載の見直しについて、ご検討をお願いします。</p> <p>例えば、p. 32 の図 32 から、給電指令には、即対応可能な発電機に対する「緊急時の給電指令」と、全ての発電制約対象事業者に対する「定格容量比率按分の給電指令」の 2 種類があるような記載になっていますが、p. 30 の 2 段落目 2 行目の「給電指令から原則として 3 コマ分まで」や 3 段落目 1 行目の「給電指令により給電指令から原則として 4 コマ以降」では、ただ「給電指令」とのみ記載されておりますので、図 32 との対応関係などを整理頂きたい。</p>	<p>「給電指令」は、一般送配電事業者が、供給区域内の電気供給事業者及び需要者に対し、電力設備の運転（操作又は停止を含む）、電力設備の作業中止その他必要な事項に関して指令を行うものです。マニュアルでは、指令の時期や目的に応じて、「緊急時の給電指令」「定格容量比率按分抑制の給電指令」といったように使い分けて記載しています。</p> <p>ご意見として例示された箇所は「給電指令」が何を意味しているかが分かりにくい部分もあったため、給電指令の種類を明記し、図 30～33 との対応関係が明確となるように、p. 30 の本文を下記のとおり修正します。</p> <p>また、図 32, 33 では「定格容量比率按分の給電指令」と記載していましたが、図 30, 31 に合わせ、「定格容量比率按分抑制の給電指令」に修正します。</p> <p>なお、ご意見のうち、p. 30 の 2 段落目 2 行目の「給電指令から原則として 3 コマ分まで」や 3 段落目 1 行目の「給電指令から原則として 4 コマ以降」の記載部分については、託送供給等約款上の給電指令時補給に関する説明であるため、「定格容量比率按分抑制の給電指令」といった修正は行いません。</p> <p><作業停止計画調整マニュアルの変更案からの修正> ※朱書き下線部を追記</p> <p>h 緊急時の扱い ③緊急時における発電抑制</p> <p>①により発電抑制が必要な場合、<u>「緊急時の給電指令」</u>により、即対応できる発電機を抑制（N-1 電制、OLR 動作を含む）するとともに発電制約対象事業者に事故等発生を通知する。その後、公平性を考慮した定格容量比率按分の「作業停止に伴う発電抑制」に移行する。この移行の<u>ための「定格容量比率按分抑制の給電指令」</u>は、発電制約量及び配分の算出・確認後、発電制約対象事業者に通知・説明（緊急時に備え事前実施可）等の上、実施する。（図 30、図 31）</p> <p><u>緊急時における「給電指令による発電抑制」から「作業停止に伴う発電抑制」への移行タイミングは、「定格容量比率按分抑制の給電指令」を指令後、託送供給等約款上の給電指令時補給終了（直前の給電指令から原則として 3 コマ分まで*）と同時とする。</u>なお、発電制約対象事業者間の協議により、発電制約量売買方式を適用することも可能とする。（図 32）</p> <p>また、直ちに発電抑制は発生しないが、需要等の系統状況変化に伴い、<u>「定格容量比率按分抑制の給電指令」</u>により給電指令から原則として 4 コマ以降の発電抑制を行う場合（給電指令時補給がない場合）については、<u>「定格容量比率按分抑制の給電指令」</u>による発電抑制後を「作業停止に伴う発電抑制」とする。（図 33）</p>